

政策会議付議事案書（令和5年1月10日）

提案課名 健康づくり課・財産管理課

報告者名 課長 和田安弘・課長 安川正幸

<p>事案名</p>	<p>医療法人による産科有床診療所開設及び運営等に関する協定を締結することについて</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市は、妊娠期を順調に過ごし安心して出産に臨み、その後の子育てにつながる切れ目のない支援に努めながら、安心して出産できる環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>しかし、出産というライフステージにおいては、市内には、産科有床診療所が1か所しかなく、市民の妊婦の約7割が市外の施設で分娩している状況です。</p> <p>こうした中、令和4年11月1日付け（同月9日収受）で、医療法人から「分娩取扱施設としての病床の確保」と「開設に向けての準備要件が整うこと」を前提とした「産科有床診療所等開設に向けた市有地の賃貸借の申込み」を受けました。</p> <p>市民が、身近な場所での出産できる環境整備として、同医療法人と、産科有床診療所の開設及び産科継続、その他産後ケアの実施など本市の子育て施策等との連携、建物の建設費用の一部支援などについて協議するため、産科有床診療所の開設及び運営等に関する協定を締結するものです。なお、この協定の締結後、相互の条件が整った場合は、市有地の賃貸借契約を締結します。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>(1) 令和3年10月から、新聞報道等で本市の分娩環境について知った医療法人と、産科有床診療所の開設に向けた意見交換を実施</p> <p>(2) 医療法人との意見交換の中で、本市における市内での産科有床診療所開設の重要性と緊急度の高さについて理解を得られる。</p> <p>(3) 令和4年11月、産科有床診療所等開設に向けた市有地の賃貸借の申込み</p> <p>2 対象とする市有地の位置付け</p> <p>鈴張町地内の市営住宅跡地は、「秦野市市有地活用方針」において、「用途指定（医療、福祉、保育、学童保育関係及びその他非営利法人が行う事業）に沿った事業用地として貸付け」が、土地利用の方向性として位置付けられています。</p> <p>このため、医療法人からの申込みは、この方向性に沿ったものであると考えます。</p> <p>3 市が協力すべき理由</p> <p>(1) 365日24時間の分娩態勢の産科有床診療所開設は、市内の分娩環境の向上と安全安心な妊娠・出産支援につながります。</p> <p>(2) 本市唯一の産科有床診療所が、令和5年2月末をもって分娩の取扱いを休止する予定となっているため、産科有床診療所が市内になくなることによる市民の分娩環境が悪化する期間を短くすることにつながります。</p>	

	(3) 産科有床診療所の開設のほか、産後ケアや病児保育など「女性と子どもが住みやすいまちづくり」に向けた施策との連携が期待でき、本市が取り組む切れ目のない支援の拡充につながります。
決定等を要する事項	<p>1 市有地の賃貸借に向けた申込みを踏まえ、産科有床診療所開設及び契約期間中の産科継続、その他産後ケアの実施など本市の子育て施策等との連携、建物の建設費用等の一部支援などについて協議するため、医療法人と産科有床診療所の開設及び運営等に関する協定を締結すること。</p> <p>2 産科有床診療所の開設に関し、必要な建設費用等の一部について財政的支援をすること。なお、具体的な補助額は、予算の積算による。</p>
今後の取扱い	<p>令和5年1月 秦野市議会議員全員協議会（16日）において説明</p> <p>〃 市有地の鑑定評価</p> <p>〃 医療法人と「基本協定」の締結</p> <p>〃 2月 評価会議</p> <p>〃 3月 政策会議（賃貸借契約）</p> <p>〃 産科病床の協議完了（神奈川県）</p> <p>〃 令和5年度予算の議決</p> <p>〃 医療法人と「賃貸借契約」の締結</p> <p>〃 4月 産科有床診療所開設許可申請（神奈川県）</p> <p>〃 まちづくり条例・建築確認申請等の手続き開始</p>

医療法人葵鐘会による産科有床診療所開設及び運営等に関する協  
定書（案）

秦野市（以下「甲」という。）と医療法人葵鐘会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する産科有床診療所の開設及び運営（以下「本件事業」という。）を目的とする、乙の甲に対する甲が所有する土地についての賃貸借契約の申込み（以下「本件賃貸借の申込み」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲における周産期医療の拡充と子育て環境の整備を図り、もって市民の保健福祉の維持増進に寄与することが期待されることから、本件事業を行うため、賃貸借の申込みについて甲乙間で継続して協議をすることを目的とする。

（本件賃貸借の申込みについての協議）

第2条 甲は、乙による本件賃貸借の申込みについて、本協定締結の日から医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項に関する神奈川県との協議完了後1か月の間、協議するものとする。

2 甲は、専門的な見識を有し審査能力のある第三者の所見を参考に、乙との協議内容、乙から提出された資料その他甲が保有する一切の情報に基づいて甲が所有する土地の賃貸借契約を締結するかどうかを判断する。

3 甲及び乙は、第1項に基づく協議及び前項に基づく甲の判断について、甲が乙の責による損害の責任を負うものでないことを確認する。

（財務状況等の開示）

第3条 乙は、甲に対し、財産目録、貸借対照表、損益計算書、確定申告書等の甲の求める資料を提出するなど財務状況を開示するとともに、本件事業に係る事業計画、資金計画その他甲が求める資料を提出する。

（賃貸借の前提条件）

第4条 甲及び乙は、今後甲乙間で継続協議する賃貸借契約の前提条件が次のとおりであることを確認する。

(1) 賃貸借契約の目的となる土地（以下「賃貸借予定地」という。）は、甲が所有する次の表に掲げる土地とする。

所在	地番	地目	地積
秦野市鈴張町	580番75	宅地	2,728.41㎡
秦野市鈴張町	580番123	宅地	153.06㎡
合計			2,881.47㎡

- (2) 賃貸借契約の種類は、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地契約又は同法第23条に規定する事業用定期借地契約とする。
- (3) 賃貸借契約の賃料の額は、甲による賃貸借契約の事例などを参考に甲乙協議のうえ、決定する。
- (4) 賃貸借予定地の使用目的は、乙が運営する19床以下の産科有床診療所の用に供するための建物を建築し所有するものであること。
- (5) 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、賃貸借予定地の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又はその土地を第三者に使用させてはならないこと。
- (6) 乙は、賃貸借予定地上の建物を増築又は改築するときは、事前に甲の書面による承諾を得ること。
- (7) 賃貸借契約に定める条件に甲乙いずれかが違反した場合は、賃貸借契約を解除できること。
- (8) 乙は、本件事業において、産婦人科医師による24時間態勢の分娩業務を行い、継続すること。
- (9) 乙は、甲に対し、現在及び将来において、次に掲げるいずれにも該当しないことを表明し保証するものとし、この表明保証に違反した場合、甲は何らの通知催告をすることなく直ちに賃貸借契約の全部又は一部について解除することができるものとする。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下単に「反社会的勢力」という。）

イ 反社会的勢力でなくなってから5年を経過しないもの（以下「元反社会的勢力」といい、反社会的勢力と併せて「反社会的勢力等」という。）

ウ その社員、評議員、役員その他法人の全部又は一部を支配する者が反社会的勢力等であるもの

エ 自ら又は第三者を利用して、甲に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行うもの

2 甲及び乙は、甲乙間の協議において、前項各号の条件の詳細について協議することができるものとする。

3 甲及び乙は、甲乙間の協議の結果、賃貸借契約を締結する場合において、甲乙間の合意により第1項各号と異なる内容の賃貸借契約の条件を定めることができるものとする。

（甲が希望する基本的条件）

第5条 甲及び乙は、今後甲乙間で継続協議する土地の賃貸借契約について、甲の希望する基本的条件が次のとおりであることを確認する。

- (1) 産後ケア事業などの実施
- (2) 病児保育事業などの実施
- (3) その他甲が進める「女性と子どもが住みやすいまちづくり」への協力  
(乙が希望する基本的条件)

第6条 甲及び乙は、今後甲乙間で継続協議する土地の賃貸借契約について、乙の希望する基本的条件が次のとおりであることを確認する。

- (1) 産科有床診療所の開設に当たり建設費等の一部の支援を行うこと。
- (2) 土地の賃貸借に関しての経済的負担軽減
- (3) 産科有床診療所を開設する土地の周辺地域における子育て支援に係る環境整備への配慮及び支援
- (4) 周産期医療に関する甲の事業との連携及び支援  
(反社会的勢力の排除)

第7条 乙は、甲に対し、現在及び将来において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとし、この表明保証に違反した場合、甲は何らの通知催告を要することなく直ちに本協定の全部又は一部について解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力(以下単に「反社会的勢力」という。)
- (2) 反社会的勢力でなくなってから5年を経過しないもの(以下「元反社会的勢力」といい、反社会的勢力と併せて「反社会的勢力等」という。)
- (3) その社員、評議員、役員その他法人の全部又は一部を支配する者が反社会的勢力等であるもの
- (4) 自ら又は第三者を利用して、甲に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行うもの  
(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのある事項について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが信義に従い誠実に協議し、解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

.甲 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長 高橋 昌和

乙 愛知県稲沢市小池4-122

医療法人葵鐘会

理事長 山下 守